

建築確認申請（法第6条第1項に基づく申請）

時期	内容	作業内容	参考記入例等	備考
工事着手前	受付	建築確認申請提出書類一覧表に記載されている書類を提出。 建築指導課窓口にて手数料の納付を行う。	確認申請①	正副2部（消防同意が必要な場合は3部）提出。
	審査	指摘表が送られてきた場合は速やかに回答を返信し、必要な箇所の書類修正及び担当者から求められた書類の追加を行う。	-	-
	受取 付届	計画を中止した場合は、「取下げ届」を提出する。 「取下げ届受理済」と押印された確認申請図書副本の返却を受ける。	確認申請②	1部提出
	交付	確認済証交付を受ける。	-	-
工事期間中	受付	以下の3点に該当する場合、各種届出を提出する。 ①工事監理者、施工者が決定した場合：工事監理者決定等届 ②建築主等に変更が生じた場合：名義変更届 ③工事を中止した場合：取りやめ届及び確認申請時の副本図書	確認申請③ 確認申請④ 確認申請⑤	-
	交付	①、②の場合は各種受理通知書の交付を受ける。 ③の場合は「取りやめ届受理済」と押印された確認申請図書副本の返却を受ける。	-	-
特定工程終了時	受付	中間検査対象建築物の場合、中間検査申請提出書類一覧表に記載されている書類を提出する。 建築指導課窓口にて手数料の納付を行う。	確認申請⑥	1部提出
	検査	検査の結果、指摘事項があった場合は指摘内容の是正・追加説明を行う。	-	-
	交付	中間検査合格証の交付を受ける。	-	-
工事完了時	受付	完了検査提出書類一覧表に記載されている書類を提出する。 建築指導課窓口にて手数料の納付を行う。	確認申請⑦	1部提出
	検査	検査の結果、指摘事項があった場合は指摘内容の是正・追加説明を行う。	-	-
	交付	検査済証の交付を受ける。	-	-

特記事項

○計画変更、準用工作物、昇降機、計画通知等の申請については、直接八千代市役所建築指導課窓口で相談してください。
○消防同意が不要なもの
・住宅（長屋、共同住宅、住宅の用途以外に供する部分の床面積の合計が延面積の1/2以上であるもの又は50m²を超えるものを除く）、で防火地域及び準防火地域以外の区域にあるもの、工作物及び建築設備。
【消防法第7条、消防法施行令第1条、建築基準法第87条の2、建築基準法第93条第1項】

建築確認申請提出書類一覧表

【八千代市建築指導課に建築確認申請をおこなう場合】

○必ず提出する図書

書類	部数	備考
確認申請書 【建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号】	正本1部 副本1部	-
委任状 【建築基準法施行規則第1条の3第1項第3号】	1部	代理者が申請手続きを行う場合に提出。
設計図書一式 【建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号イ、ロ】 【八千代市建築基準法施行細則第5条第1項による別表】	正本1部 副本1部	①建築基準法施行規則第1条の3に規定されている図書を添付。 ②別表の建築物の種類欄に該当する場合は、それぞれ図書の種類欄に記載されている図書を添付し、明示すべき事項欄に記載されている事項を明示すること。
建築計画概要書 【建築基準法施行規則第1条の3第1項第2号】	1部	-
建築工事届【建築基準法第15条第1項】、 【建築基準法施行規則第8条】	1部	-
開発行為に関する申告書 【都市計画法第29条】、【都市計画法施行令第19条】 【建築基準法施行規則第1条の3第1項表2(77)】	1部	確認申請前に開発指導課へ2部提出し、返却される1部を確認申請図書に添付。
都市計画法第53条に関する申告書 (都市図 1/2500を添付) 【都市計画法第53条】、 【建築基準法施行規則第1条の3第1項表2(82)】	1部	確認申請前に都市計画課へ2部提出し、返却される1部を確認申請図書に添付。

○消防同意を要する場合に添付をお願いする図書

書類	部数	備考
設計図書一式 【建築基準法施行規則第1条の3第1項表2(65)～(68)】	1部	構造関係図書は除く
建築確認消防同意調書【建築基準法第93条】	1部	-

※消防同意が不要なもの

- ・住宅（長屋、共同住宅、住宅の用途以外に供する部分の床面積の合計が延面積の1/2以上であるもの又は50m²を超えるものを除く）、で防火地域及び準防火地域以外の区域にあるもの、工作物及び建築設備。

○申請地が公共下水処理区域以外の区域内の場合に添付する図書

書類	部数	備考
浄化槽調書 【建築基準法第93条第5項】、 【建築基準法施行規則第1条の3第4項表1(4)】	3部	-

○急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域の場合に添付する図書

書類	部数	備考
許可証の写し 【建築基準法第39条】、 【千葉県建築基準法施行条例3条の2】、 【急傾斜地法第7条第1項第2号】	1部	急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域内の場合に必要。協議先及び許可届先は千葉土木事務所。

別表：八千代市建築基準法施行細則第5条に規定される添付書類【八千代市建築基準法施行細則第5条第1項】

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
がけ面及びがけに近接する建築物	縦断面図及び擁壁詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
	構造計算書	-
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙	客席の用途に供する部分のいす席の配置及び使用形態の区分ごとの床面積(いす席を設ける部分を除く。) 客席の用途に供する部分の通路の幅員 建築物の屋外に通じる出入口及び興行場等の出入口並びに各階の客席部分よりの出入口の幅員
	換気設備図	縮尺、機械室及びダクトの詳細、給排気口及び外気取入口の位置並びに寸法
	暖房又は冷房設備図	縮尺、気 ^{かん} 鐘機械及び配管の配置並びに寸法
	映写室詳細図	縮尺、機械設備並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
	電灯電力配線図	縮尺、責任分界点以降における変圧器、電灯、電動機及び電線並びにスイッチの配置及び寸法
共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物	配置図	建築物と敷地境界線までの距離並びに通路の位置及び幅員
	平面図又は別紙	当該用途に供する部分の床面積の合計
施行条例第40条の2に規定する児童福祉施設等	平面図又は別紙	段差の高さ及び傾斜路の ^{こう} 勾配
物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物	配置図	建築物と敷地境界線までの距離及び前面空地の幅員
	平面図又は別紙	各階の売場面積及び店内通路幅
工場の用途に供する建築物	工場調書(第3号様式)	-
危険物の貯蔵施設を有する建築物(工場の用途に供する建築物を除く。)	危険物調書(第33号様式)	-
法第12条第1項の規定により定期報告を要する建築物	定期報告対象建築物等調書(第34号様式)	-
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び高度地区内の建築物	詳細図	建築物と北側隣地境界線までの距離、建築物の高さ、軒の高さ、軒の出、屋根の ^{こう} 勾配、北側隣地の地盤の高さ及び北側斜線

(確認申請②)

第10号様式 (第10条)

取下げ届

確認
許可 申請書を取り下げたい
認定
位置指定

年 月 日付け第 号で提出した


確認申請を提出した日及び
番号を記入してください。

ので届け出ます。

年 月 日

(あて先)
八千代市建築主事

原則、申請者が届出を行うこと。

届出人 氏名 

1 建築主等住所氏名	○○ ○○	
2 代理者住所氏名	○○ ○○	
3 敷地の地名地番	○○ ○○	
4 建築物等の主要用途	例) 専用住宅	
5 取下げの理由	例) 工事が中止になったため	
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		年 月 日
第 号		係員印
係員印		

- 注
- 1 個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
 - 2 ※印のある欄には、記入しないでください。

(確認申請③)

第8号様式 (第9条第1項)

工事監理者決定等届						
工事監理者	住所	決定				
下記のとおり の を したので届け出ます。						
工事施工者	氏名	変更				
		年 月 日				
(あて先) 八千代市建築主事	建築主等	住所				
		氏名				
記						
宛先は「八千代市建築主事」としてください。						
届出の内容を○で囲んでください。						
1 確認番号	第	号	2 確認年月日	年	月	日
3 建築場所						
4 工事監理者 (代表となる工事監理者)						
(1) 資格	()	建築士	()	登録第		号
(2) 氏名						
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	()	登録第		号
(4) 郵便番号						
(5) 所在地						
(6) 電話番号						
(7) 工事と照合する設計図書 (その他の工事監理者)						
(1) 資格	()	建築士	()	登録第		号
(2) 氏名						
(3) 建築士事務所名	()	建築士事務所	()	登録第		号
(4) 郵便番号						
(5) 所在地						
(6) 電話番号						
(7) 工事と照合する設計図書						
5 工事施工者						
(1) 氏名						
(2) 営業所名		建設業の許可 ()		第		号
(3) 郵便番号						
(4) 所在地						
(5) 電話番号						

注



- 1 個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 この届を提出した後変更が生じたときは、その都度届出が必要です。
- 3 4 欄は、代表となる工事監理者及び届出に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。変更の場合には、変更後のすべての工事監理者について記入してください。
- 4 5 欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。変更の場合には、変更後の工事施工者について記入してください。
- 5 工事監理者の届出に際しては、当該工事監理者の建築士事務所の写しを添えてください。

(確認申請④)

第6号様式 (第8条第1項)

正

名義変更届

年 月 日 付け第		確認 建築物 号で許可された建築設備に係る 認定 工作物	
建築主等の名義を次のとおり変更したので届け出ます。		届け出の内容に○で囲んでください。	
年 月 日 (あて先) 八千代市建築主事		新 	
届出人氏名		旧 ----- 	
1 建築主 (設置者・築造主) 住所氏名	新	住所	
		氏名	
	旧	住所	
		氏名	
2 敷地の地名地番			
3 備考			
※受付欄			
年 月 日			
第 号			
係員印			


宛先は「八千代市建築主事」
としてください。

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 届出人は、変更前と変更後の建築主等が連署してください。
- 3 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 4 確認通知書等を添付してください。

(確認申請⑤)

第11号様式 (第11条)

取りやめ届		
年 月 日付け第	確認 建築物 号で許可された建築設備の工事を取りやめた 認定 工作物	
ので届け出ます。		届出の内容に○を記載してください。
年 月 日 (あて先) 八千代市建築主事	届出人 氏名	原則、申請者が届出を行うこと。
宛先は「八千代市建築主事」としてください		
1 建築主等住所氏名		
2 敷地の地名地番		
3 取りやめた理由		
4 備考		
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 決裁年月日
年 月 日		年 月 日
第 号		
係員印		係員印

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 確認通知書等を添付してください。
- 3 ※印のある欄には、記入しないでください。

(確認申請⑥)

中間検査提出書類一覧表

(八千代市建築指導課に建築確認申請をおこなう場合です)

○基本書類

書類	部数	備考
中間検査申請書 【建築基準法施行規則第4条の8第1項】	1部	
委任状 【建築基準法施行規則第4条の8第1項第5号】	1部	代理者が申請手続きを行う場合に提出
工事写真 【建築基準法施行規則第4条の8第1項第2号】	1部	法7条の5（検査の特例）の適用を受ける場合、 以下の写真を提出 ①工事終了時の屋根の小屋組 ②工事終了時の構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁 ③工事終了時の基礎の配筋
軽微な変更説明書 【建築基準法施行規則第4条の8第1項第3号】	1部	直前の確認又は中間検査を受けた日以降において軽微な変更が生じた場合に提出
確認に要した図書及び書類 【建築基準法施行規則第4条の8第1項第1号】	1部	確認申請を民間確認検査機関で行った場合のみ提出

○構造関係書類

書類	部数	備考
中間検査チェックシート	1部	法7条の5（検査の特例）の適用を受けない場合に提出。 （八千代市建築指導課ホームページに掲載しているチェックシートを活用してください）

(確認申請⑦)

完了検査提出書類一覧表

(八千代市建築指導課に完了検査申請をおこなう場合です)

○基本書類

書類	部数	備考
完了検査申請書 【建築基準法施行規則第4条第1項】	1部	-
委任状 【建築基準法施行規則第4条第1項第7号】	1部	代理者が申請手続きを行う場合に提出
工事写真 【建築基準法施行規則第4条第1項第2号】	1部	法7条の5（検査の特例）の適用を受ける場合、 以下の写真を提出 ①工事終了時の屋根の小屋組 ②工事終了時の構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁 ③工事終了時の基礎の配筋
軽微な変更説明書 【建築基準法施行規則第4条第1項第5号】	1部	直前の確認又は中間検査を受けた日以降において軽微な変更が生じた場合に提出
確認に要した図書及び書類 【建築基準法施行規則第4条第1項第1号】	1部	確認申請を民間確認検査機関で行った場合のみ提出
その他	1部	建築基準法施行令第9条に規定する建築基準関係規定にかかる内容があった場合で検査済証等がある場合その写し

○構造関係書類

書類	部数	備考
完了検査チェックシート	1部	法7条の5（検査の特例）の適用を受けない場合に提出。 （八千代市建築指導課ホームページに掲載しているチェックシートを活用してください）
コンクリート工事施工計画書	1部	階数3以上又は延べ面積500㎡以上の場合に提出
コンクリート工事施工結果報告書	1部	階数3以上又は延べ面積500㎡以上の場合に提出
鉄骨工事施工状況報告書	1部	鉄骨造で階数3以上又は延べ面積500㎡以上の場合に提出

○設備関係書類

書類	部数	備考
別紙1. 完了検査申請提出書類一覧表 （設備）に記載のある内容	1部	対象となる建築設備があった場合提出。（工事の内容を確認するための書類）

完了検査申請提出書類一覧表（設備）

完了検査の際には、下記事項を確認しますので、予め書類等を用意してください。

記

◇非常用照明設備

- ・照度測定結果表（建築基準法施行令第 126 条の 5）

◇換気設備

- ・換気風量測定表

（建築基準法第 28 条第 2 項，第 3 項 第 28 条の 2）

◇排煙設備

- ・排煙口における風量測定結果表（機械排煙方式を採用する場合）

（建築基準法施行令第 126 条の 3）

◇給排水設備

- ・合併浄化槽の漏水検査試験結果表（建築基準法施行令第 33 条）

◇避雷設備

- ・接地抵抗測定表

- ・工事施工写真

（建築基準法施行令第 129 条の 15）

◇昇降機設備

- ・ガイドレールの規格品証明書（ミルシート）

- ・主索，支持ばり，プランジャー・シリンダー，吊り車枠，高圧ゴムホースの出荷証明書（建築基準法施行令 129 条の 4）

◇その他

- ・防火区画貫通部分の施工写真，国土交通大臣認定工法を用いる場合は認定書の写し

（建築基準法施行令第 112 条第 16 項）

留意事項

- ・煙感知器等と連動する防火戸，防火シャッター等がありましたら，連動試験を行いますので，加煙試験器，加熱試験器をあらかじめ準備しておいてください。

※上記に記載されている事項以外においても，必要に応じて図書及び現地確認をする場合もありますので，ご了承ください。